

令和7年度 国民健康保険運営協議会 会議録

●日 時 令和8年2月3日(火) 午後1時00分から午後2時00分

●場 所 軽井沢町役場 第1会議室

●出席者 【被保険者代表】

瀬原 委員

遠山 委員

【医師会・薬剤師会代表】

織田 委員

【公益代表】

饗場 委員

長谷川 委員

甘利 委員

●事務局 住民課長 児玉
保険年金係長 上原
保健主任 佐々木
栄養主査 古川
運営協議会担当 坂本

1 開会

【事務局】

それでは皆様お揃いになりましたので、定刻よりは早いですが、只今より軽井沢町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議は、6名の委員の方に出席いただいております。全委員9名のうち過半数の出席を得られておりますので、軽井沢町国民健康保険条例施行規則第7条に基づき、この会議は成立していることをご報告いたします。

はじめに、軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針に基づき、本日も公開することとし、傍聴を可能としております。

また、会議終了後の議事録につきましても、皆様の氏名を伏せた状態で公開をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

2 あいさつ

【事務局】

はじめに、本来であれば町長があいさつさせていただくところですが、公務のため住民課長より挨拶させていただきます。

【住民課長】

本日は、大変お忙しいなか、軽井沢町国民健康保険運営協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、国民健康保険の状況ですが、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行や、パート・非正規雇用の方々への社会保険への適用拡大により、国保加入者は年々減少しております。

本来であれば、医療費も一定の落ち着きが期待される場所ですが、実際には依然として高い水準が続いており、医療の高度化や慢性疾患の増加など、複数の要因が背景にあると考えております。

こうした状況を踏まえ、町といたしましては国保財政の安定化に向け、適正な保険税率の設定や医療費適正化に向けた保健事業に一層取り組んでまいります。

本日は、国民健康保険事業の財政状況や制度改正等についてご審議いただくこととしておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

3 自己紹介

【事務局】

次に、自己紹介につきましては、省略させていただき、お手元の委員名簿をご覧ください。

4 会議事項

【事務局】

それでは、これから議事に入らせていただきます。

軽井沢町国民健康保険条例施行規則第6条に基づき、会長に議長をお願いいたします。

【会長】

議長を務めさせていただく長谷川と申します。よろしく願いいたします。皆さんご多忙の中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

会議が円滑に進行されますように皆様ご協力をぜひお願いいたします。

本日の議事録署名人を饗場委員、遠山委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議事項についてのご意見・ご質問は、それぞれの説明が終わったところでお伺いしますのでよろしくお願いいたします。

会議事項(1)

「令和6年度 国民健康保険事業勘定 特別会計 決算状況について」事務局から説明願います。

【事務局】

資料1をご覧ください。

はじめに 1、概要について説明いたします。

国民健康保険事業勘定特別会計は、国民健康保険法に基づき、被用者や公務員以外の地域住民を対象とした保険医療給付を行うことを目的に設置しております。

令和6年度末の軽井沢町の被保険者数は、5,187人、前年度対比172人、3.3%の減で、世帯数は3,453世帯、前年度対比102世帯、3.0%の減となりました。

団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者医療制度への移行が進み、被保険者数は減少しております。しかし高齢化に伴い一人当たりの医療費は今後も増加が見込まれ、国民健康保険事業は益々厳しい状況となり、国保税の税率改正などを検討する必要があります。

次に 2、決算概要について説明いたします。

(1) 総括について

歳入の決算額は、25億1,104万9,551円で、前年度対比1,469万4,021円、0.6%の増。

歳出の決算額は、24億5,995万8,245円で、執行率98.0%、前年度対比1,844万9,962円、0.8%の減。歳入から歳出を差し引いた収支は、5,109万1,306円で、前年度対比3,314万3,987円となりました。

(2)歳入について

歳入の主なものは、県支出金が15億9,710万5,247円で、県支出金の内訳は、支出する保険給付費の実額が交付される、保険給付費等交付金普通交付金が15億6,865万5,547円となっています。

国民健康保険税は6億6,102万2,393円、町一般会計からの繰入金は1億8,600万5,817円となっています。前年対比につきましては、ご覧のとおりです。

(3)歳出について

歳出の主なものは、歳出全体の64.0%を占める保険給付費が15億7,393万4,355円、国民健康保険事業費納付金が7億8,672万1,451円となっています。

前年対比につきましては、ご覧のとおりです。

決算概要の説明については以上です。

次に 3、令和6年度の主な事業内容について説明いたします。

(1)国保加入状況について

先ほどの概要の中でも触れましたが、記載のとおり、世帯数・被保険者数ともに減少となりました。

(2)国民健康保険税について

令和5年度と令和6年度の国民健康保険税は、課税限度額のうち、支援金分、正式名称は後期高齢者支援金等課税額で、令和5年度に比べ2万円の増となりました。

収納率は記載のとおりで、微増となりました。

今後も税務課収税係と協力し、収納率が上がるよう尽力して参ります。

(3)令和6年度保険給付状況について

令和5年度と令和6年度の決算額を比較すると全体的にマイナスとなっております。

引き続き健診受診を促し、医療費の抑制を図って参ります。

また、一番下の傷病手当費につきましては、コロナ禍において一時的に設けられた給付制度となっており、対象期間は、令和5年5月7日までの罹患者となっております。

以上で、会議事項 1 の説明を終わります。

【会長】

ご質問のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、(1)の会議事項についてはこれで終了いたします。

会議事項(2)

「令和7年度 国民健康保険事業勘定 特別会計 執行状況について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料2をご覧ください。

こちらの表は令和6年度決算額と令和7年12月末現在での予算減額の比較および予算減額に対する執行状況の一覧となります。

決算額と予算額との比較となりますが、表の中ほど、前年対比の欄をご覧ください。

歳入については、国保税が96.08%、県支出金及び繰入金については増加を見込んでおります。

下段歳出については、保険給付費114.58%、県に納める納付金が99.17%、全体で110.79%の予算計上をしております。保険給付費については、医療費の支払いとなりますので、見込みを増額して予算を計上しております。

以上で、会議事項2の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございます。説明が終わりました。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、以上で質疑を終了します。

会議事項(3)

「令和8年度以降 税率改正について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料3をご覧ください。

1 被保険者数の推移についてですが、過去2年度および令和7年度12月までの年度平均人数をまとめています。

被保険者の減少は令和6年度をピークに今後は緩やかになると言われておりますが、減少による影響を考慮する必要があります。

2 保険給付費の推移です。

保険給付費とは、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の合計額になります。

高齢化に伴い、一人当たりの医療費は今後も増加していくことが予想されます。

次に、3 保険税額の推移についてです。

記載のとおり、一人当たりの保険税額は年々増加しております。

ここ数年、課税限度額は毎年改正されており、税制改正大綱では令和8年度も1万円増加の110万円が示されております。この課税限度額とは、国保税が計算上どれだけ高くなってもこれ以上は課

税されないという上限額のことです。所得が高い世帯でも、この上限を超えて保険税が増えることはありません。

あわせて、税額が減額される方の所得基準も併せて引き上げられていることを申し添えます。

最後に、4 令和7年度長野県標準税率及び近隣の市町との保険税率の比較となります。

国保税は、医療保険分、後期高齢者医療支援金等分、介護保険分、の3つの区分から構成されております。

令和8年度からはこの3つに、新たに、子ども子育て支援金分が追加され、徴収が始まります。詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

昨年度は基金からの取崩しを行い、収入の不足を補いましたが、その基金も潤沢ではありませんので、今後、既存の保険税率の改正が必要となります。

追加で配布しました参考資料1をご覧ください。国民健康保険は長野県と各市町村が共同で保険者となっています。国は、都道府県ごと、どの市町村でも同じ保険給付を同じ保険料・税負担で受けられるようにする保険料水準等統一という方針を掲げています。

すでに大阪府、奈良県では実施済みですが、長野県では令和15年度を目標としています。

現段階では、統一する保険料率は未定で、県より各市町村の標準保険料率というものが示されています。

参考資料2が市町村標準保険料率の一覧です。統一する保険料率が未定のため町の税率をこの標準保険料率のところに近づけておくことにより、統一された際、被保険者の急激な負担増を防げると考えております。

資料3にお戻りください。税率の見直し方法としては、軽井沢町と標準税率との差が大きい部分、例えば医療分の均等割は、標準税率より少ない金額となっています。逆に所得割額は標準税率より高い率となっています。その差を埋めるような形で税率改正を行っていくことを考えております。

以上の説明のとおり、税率改正の必要についてご理解いただき、次回以降の運営協議会でご審議いただくようになりますので、お願いいたします。

以上で、会議事項 3 の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました

(3)についてご質問のある方は挙手をお願いします。

以上で質疑を終了します。

続きまして会議事項(4)子ども・子育て支援金制度についての事務局からお願いいたします。

【事務局】

資料4をご覧ください。1から2ページは国からの資料となります。

子ども・子育て支援金制度とは、令和8年4月から始まる新しい仕組みで、医療保険料に上乗せして集めたお金を、児童手当の拡充や保育支援などの子育て施策に使う制度です。社会全体で子育てを支えるための分かち合いの仕組みとして位置づけられています。

支援金は医療保険に加入しているすべての人が負担することとなります。

国民健康保険では、高校生までの子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、年度末18歳になる子どもまでを対象に均等割額を10割軽減します。国の制度上、令和8年度から10年度まで段階的に支援金額が増えていくこととなります。

3ページ目が、現在事務局で考えている令和8年度の税率の案となります。

太枠の部分が今回変更、追加となる子ども・子育て支援納付金分となります。

所得割を0.31%、国保加入者全員に係る均等割額を1,100円、18歳以上の被保険者に係る均等割額を100円、1世帯ごとに係る平等割額を1,200円とし、課税限度額は3万円となっております。

18歳以上の被保険者に係る均等割額は、先ほどご説明しました18歳以下の子どもを対象に均等割額を10割軽減、つまり支払額を0円とし、その分を18歳以上の被保険者に負担していただくものです。

この案は、先ほど説明いたしました県の標準税率に基づき算出しており、今後令和10年度まで毎年見直しを行う予定です。

以上で会議事項4の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございます。今の説明で何か質問はございませんでしょうか

【A委員】

令和8年度からは子ども・子育て支援金というものが国民健康保険税に上乗せされるということでよいのか。確実にその分が増えるということでよいのか。

【事務局】

国の制度であり、どの被保険者であっても子ども・子育て分は増えることとなります。ただ、所得状況がそれぞれ変わってきていますので皆が一律ではありません。また保険者によっても違います。

【A委員】

町民の方は知っているのか。国の制度ではあるが、丁寧に説明してわかってもらうことが必要ではないか。

【事務局】

承知していない方もいる可能性はある。ホームページ等で周知するようにしていきたい。

【C 委員】

佐久市では子ども子育て支援金が8年度から増加するので、医療分の所得割の税率を下げる記事を読みましたが、近隣市町村の状況はどうか。

【事務局】

佐久市は元々基金をかなり保有しているとのことで、基金の取り崩しを行い、不足分を補うという形で来年度は対応されるようです。

小諸市、御代田町、立科町については、子ども・子育て支援納付金分については基本的には標準税率に基づいて、切り上げ、切り捨て等はありませんが、子ども・子育て支援金の部分は増やすということで話を伺っています。

軽井沢町は基金が1億5,000万円程度しかなく、来年度は県から納付金を2,000万円ほど支払うようにきていますが、3年間年々上がっていくことは、すでに国が決定していることでありますので、基金が枯渇する前に税率改正をしていく必要があると思っております。

【会長】

以上で質疑を終了いたします。

ここで一度事務局の方にお返しいたします。

【事務局】

それでは、広く周知させていただくことでご意見をいただきましたので、すぐに対応させていただくように進めさせていただきます。

ではこちらの税率で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

他に質問のある方はいますか。よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。次に進みます。

会議事項(5)

「保険事業 特定健診などについて」事務局から説明願います。

【事務局】

資料5をご参照ください。

軽井沢町の医療費は、糖尿病、関節疾患、肺がん、慢性腎臓病、脂質異常症の順に高く、生活習慣病による医療費が多く占めています。

さらに、高齢化に伴い、医療費の高騰や保健医療人材の不足が危惧されるなか、特定健診や保健指導等予防に関する保健事業が益々重要となってきていると思います。

日頃より、医療機関の皆様、地域の皆様には、健診の実施や受診勧奨等保健事業にご協力くださいまして、誠にありがとうございます。

特定健康診査等実施計画及び保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく、保健事業の令和6年度実施実績と令和7年度実施状況についてご報告します。

1. (1)特定健診の実施内容①～③については、資料記載のとおりです。

④受診率については、令和4年 36.2%、令和5年度 29.8%、令和6年 34.7%となっております。

年齢階層別にみると、65～74歳の前期高齢者より、40～64歳の働き盛りの年齢層において、受診率が低い傾向にあります。

(2)特定保健指導の実施実績は、令和4年 34.0%、令和5年 20.5%、令和6年 31.3%でした。

令和6年度については保健指導率の伸び率が県内1位でした。背景として人員の一時的な増員、受診勧奨の実施がありました。新規対象者は比較的保険指導介入に意欲的なものに対し、複数年にわたり保健指導対象者の方は、保健指導へ参加されない方も多く、課題に感じております。医療機関受診者の場合は、医療機関から保険指導の必要性を後押しいただくことも大変効果があると考えております。ぜひご協力をお願いします。

2. 健診受診率向上等に向けた事業についてご報告します。

(1)未受診者対策として、令和5、6年度において、ハガキによる受診勧奨を実施しました。送付実績は、表記載のとおりです。

令和6年度からはそれに加え、在宅保健師による電話での受診勧奨を実施し、多くの健診申込に繋がっている状況です。

(2)今年度より、健診の結果、精密検査が必要で医療機関を長く受診していない方へ受診勧奨通知を送付しました。加えて在宅保健師の受診勧奨時、前年度精検を受けていない人を第1優先として、勧奨するとともに精検を受けていないものがあれば受けていただくよう話していただいています。

(3)特定健診継続受診対策として、健診結果説明会を毎月開催し、住民の方へご参加いただいています。特定保健指導対象者と生活習慣病重症化予防対象者には文書と電話にて勧奨し、健診結果説明会へ案内しています。

今年度は講義型の説明会からグループワークへ変更し、住民自らが考えて参加する形にしております。

(4)生活習慣病重症化予防対策として、特定健診受診者のうち、資料記載のいずれかの項目に該当する者を通知、電話等により連絡し、健診結果説明会等で保健師・管理栄養士による生活習慣改善指導を実施しています。

(5)糖尿病性腎症重症化予防対策として、今年度から対象者を拡大しました。変更点は5-2、5-3です。5-2では過去に糖尿病治療履歴があり、現在治療中断しているものを選定し、電話や通知で勧奨しました。その結果 48.3%、14名の方に健診申し込みをしていただくことができました。

5-3については糖尿病未受診者または受診中のうち HbA1c が 6.5%以上で、特に保健指導が必要な方へ介入しております。かかりつけ医と連携して指導が必要な方は「多職種連携シート」を使用し連携させていただいております。介入率(面談・電話・郵送)とありますが、郵送・電話により対象者全件に介入し、25名のうち5名と面談をしております。

3. その他保健事業については、資料のとおりです。

保健事業の実施実績、実施状況の報告については、以上となります。

保健事業における大きな課題となっているのが、軽井沢町の特定健診受診率、保健指導率の低迷です。実施中の取り組みに加え、さらなる対策が必要であると感じているところであります。

今年度は、東御市、千曲市へ視察し、取り組みを参考に見直し、みなし健診を自ら申請できるみなし健診申請書を作成しております。集団検診日程についても今まで6月集団検診が満員でお断りすることが多かったため、追加日を検討しています。

今後も他機関と連携し、あらゆる場面において健診受診勧奨を行うなど、受診率向上に向けた周知、広報の工夫や、保健指導対象者への健診受診後早期のアプローチを行う等の対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、特に糖尿病性腎症重症化予防対策については、国から、より一層保健指導を強化するよう言われておりますので、対象者への保健指導率向上に向けて医療機関と連携して取り組みを行っていきたくて考えております。こうした健診事業において、日頃より健診や地域医療を支える医療機関の皆様と地域の皆様のご協力がなければ実施できないものとなりますので、皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後ともご協力の程お願い申し上げます。

また、健診受診後に保健指導が必要な方で、医療機関に通院中の方がいらっしゃいましたら、是非生活習慣改善のために保健指導を受けてほしいと声を掛けていただけますとありがたいです。

区長の皆様、民生委員の皆様、保健補導員の皆様、そして地域の皆様にも、ご家族の方や地域の方に、是非健診を毎年受けていただくよう今後とも声掛けしていただきますようお願いいたします。

年1回の健康診断は、普段黙って耐えている皆さんの体の声を聴くための大切な機会となりますので、是非皆様の健康のために、健診を受けていただきたいと思います。

ご報告は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。何かご質問のある方は挙手をお願いします。

【B 委員】

特定保健指導の実施状況というのはいかなるような形でしているのか、結果説明会はどこで開催されているのか。

【事務局】

特定保健指導は令和4年、5年、6年と数値が出ておりまして、男女で計算しております。合計として、令和4年度は実施率が34%、令和5年度20.5%、令和6年度は31.3%になっていまして、健診結果説明会で実施しています。健診結果説明会の場所は、主に保健センターや中央公民館

で、毎月行っています。健診結果を送るときに結果説明会のご案内も一緒に送付しています。管理栄養士・保健師が対応し、集団でのグループワークや、個別だと1人 30 分程度お話をさせていただいています。また、必要に応じてその後の指導をさせていただく方もございます。

【A 委員】

特定健診が始まって 20 年以上経つが、元々は生活習慣病を早く発見して、予防して将来的に医療費を減らそうという目的だと思うが、医療費が減ったというデータは出ているのか。

【事務局】

軽井沢町のデータで健診を受けている人と受けていない人の比較でみると医療費は 10 倍くらいの差がある。後日資料を送付します。今後はそのデータをホームページ等で活用して受診勧奨に繋げていきたい。

医療費の削減については、保健指導をする中で訪問が効果的だと感じる。健診結果説明会において普段の生活の話聞くが、本人が課題だと思っていないことは出てこない。訪問をすると、健康茶を飲んでいると言うが、実際に内容を見るとその中にもものすごい糖分が入っていることがあり、そういうものを一緒に発見することができる。その中で透析になりそうだという方は予防することができ、HbA1c の値が1下がった人もいるので医療費の削減に効果があると感じている。

【会長】

他に意見はありますか。以上で質疑を終了します。
次に進みます。

会議事項(6)

「今後のスケジュールについて」事務局から説明願います。

【事務局】

令和8年度の運営協議会の開催予定についてご説明いたします。
資料はございませんので口頭でのご説明のみとさせていただきます

運営協議会は、例年、年一回程度開催させていただいておりますが、令和9年度以降の税率改正に向けて、来年度は5月頃開催させていただきたいと考えております。

委員の皆さまには、ご協議いただく事項が増えることとなりますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

すでにご都合の悪い日にちや曜日等がありましたら後ほどでも結構ですので事務局までご連絡ください。

開催時期や内容につきましては、決定次第通知させていただきます。
以上で会議事項6の説明を終わります。

【会長】

質問のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。
質疑を終了します。会議事項については以上です。

6 その他

【会長】

それでは、その他に移りたいと思います。これまで事務局から説明がございましたが、説明があったこと以外も含めまして委員の皆様からご意見・ご質問などいただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
事務局より何かありますか。

【事務局】

補足ですが、結果説明会について、国民健康保険や後期高齢者医療保険の方で人間ドックを受けた方でも説明会の参加は可能ですので、ぜひお近くに対象の方がいらっしゃったら声掛けをしていただければと思います。

【会長】

皆さまのご協力を賜って無事会議が終了することができました。
今後も円滑に国保事業の運営が執行されますよう申し上げまして、事務局にお返しいたします。

【事務局】

長谷川会長ありがとうございました。

7 閉会

【事務局】

最後に、課長の児玉よりあいさつをさせていただきます。

【課長】

長谷川会長には円滑な議事運営に努め、滞りなく会を進めていただきましたこと、改めましてお礼を申し上げます。

委員の皆様には、町の国保運営に関しまして、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

【事務局】

以上で運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上